

○地域交通安全活動推進委員制度の運用について(通達)

(平成2年12月25日岡交企第514号/岡指第950号警察本部長例規)

改正 平成3年3月岡交企第128号・岡指第243号 平成8年2月岡交企第54号・岡指第90号
平成9年3月岡交企第98号・岡指第161号 平成10年3月岡交企第66号
平成13年6月岡務第5038号 平成17年11月岡交企第291号
令和元年12月5日岡交企第557号、岡指第525号

各部長・参事官・所属長

この度、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の一部改正により、地域交通安全活動推進委員制度が規定され、これに基づき、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)及び地域交通安全活動推進委員制度運営規程(平成2年岡山県公安委員会規程第10号。以下「規程」という。)が制定されたが、制度の運用及び解釈については次のとおりであるので適正な運用に努められたい。

記

第1 地域交通安全活動推進委員

1 委嘱(規程第3条関係)

(1) 警察署長の推薦

警察署長は、地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)の推薦に当たっては、管内に居住し、地域の交通の状況に精通していると認められる者について、法第108条の29第1項各号及び地域交通安全活動推進委員委嘱選考基準(別添1)の要件を満たしているか否かを判断して岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に推薦するものとする。

(2) 推進委員カードの作成

警察署長は、委嘱に係る推進委員について、地域交通安全活動推進委員カード(様式第1号)を2部作成し、1部を交通部交通企画課長へ送付し、1部を警察署に保管して活用するものとする。

2 関係住民に対する周知(規程第4条関係)

警察署長は、委嘱に係る推進委員の氏名、住所及び規程第6条に規定する区域(以下「活動区域」という。)を委嘱後速やかに警察署掲示板に掲示するなどの措置をとり、関係住民への周知徹底を図るものとする。

なお、周知すべき内容は氏名、住所及び活動区域に限るものとする。

3 定数(規程第5条関係)

(1) 活動区域別定数

推進委員の活動区域別定数は、規程第 5 条に定める地域交通安全活動推進委員活動区域別定員のとおりとする。

(2) 欠員の補充

推進委員に欠員が生じたときは、速やかに適任者を選考し、補充するものとする。

4 任期(規則第 2 条関係)

規則第 2 条のとおり推進委員の任期は 2 年であり、再任できることとなっているが、再任する場合には、規程第 3 条第 2 項に定める委嘱の要件について再調査するものとする。

5 活動区域(規程第 6 条関係)

推進委員は、決められた所定の活動区域内において活動を行うものとされているが、1 つの市に複数の地域交通安全活動推進協議会(以下「協議会」という。)がある場合においては、当該市全体の交通の安全と円滑に資するための活動等であれば、決められた所定の活動区域外においても行うことができると解されるので、あらかじめ活動しようとする区域を管轄する警察署長の了解を得て活動するよう指導するものとする。

6 任務(規程第 7 条関係)

規則第 4 条に定める活動は、次に定めるところによるものとする。

(1) 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動(規則第 4 条第 1 号)

ア 住民に対する交通安全教育の実施

イ 違法駐車追放会議等を開催するなど住民運動の盛り上げ

ウ 町内会、自治会、商店会等地域において開催される各種行事に際しての違法駐車排除の呼び掛け

エ 運転者に対する違法駐車抑止のための呼び掛け

(2) 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動(規則第 4 条第 2 号)

ア 町内会、自治会、商店会等に対する違法駐車抑止運動、交通安全運動等への参加の働き掛け

イ 違法駐車発生源に対する自主的駐車抑止のための働き掛け

ウ 商店会、会社等に対する道路の不正使用等防止のための働き掛け

(3) 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動(規則第 4 条第 3 号)

ア 祭礼、催し物等行事関係者からの駐車等にかかわる交通相談

イ 地域住民の駐車にかかわる意見、要望等に対する交通相談

(4) 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動(規則第4条第4号)

ア 違法駐車排除にかかわる交通安全運動等への積極的な参加

イ 運転者講習会、法令講習会等を利用しての適正な駐車を推進するための交通安全活動

(5) 前各号に掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動(規則第4条第5号)

ア 駐車実態の調査等、推進委員としての活動に必要な資料の収集

イ 地域内の交通危険箇所の把握

7 活動上の留意事項(規則第5条関係)

(1) 活動人数

上記6に定める各活動は、推進委員が単独で、又は共同して行うものとする。ただし、協力要請活動のうち違法行為を防止するために必要な措置を講ずることを内容とするものは、原則として共同して行うものとする。

(2) 活動担当地区等

推進委員活動、担当地区等については、各協議会の定めるところによるものとする。

(3) その他

法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、公安委員会の所掌事務の範囲内に限られるものであり、道路工事等に係る指示・注意等(道路の占用に関する工事を含む。)は含まれない。

8 遵守事項(規則第5条関係)

警察署長は、推進委員に対し、次の事項を遵守するよう十分指導するものとし、推進委員がこれらに違反したと認められるときは、当該推進委員を解嘱すべき場合を除き、個別に必要な注意等をするものとする。

(1) 関係地域の住民の意見と要望を十分に尊重するよう努めること。

推進委員制度が設けられた趣旨にかんがみ、推進委員としての当然の心構えであり、このことを単に活動上の注意事項として定めたものである。

(2) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。

推進委員は、警察官や交通巡視員とは異なり、法律上特別な権限は認められておらず、あくまでも地域住民の理解と協力を得ながらその活動を行うべきであるが、その活動の方法いかんによっては、他人の正当な権利及び自由を害する可能性があることから活動上の注意事項として明記したものである。

(禁止される行為の例)

ア 交通安全に関するパンフレットの受取りを拒否した者に無理やりこれを受け取らせること。(規則第4条第1号の活動関係)

イ 協力要請に応じないイベントの主催者に対して、嫌がらせをして催物の開催を妨害すること。（規則第4条第2号の活動関係）

ウ 相談者の相談に係る秘密を正当な理由なく漏らすこと。（規則第4条第3号の活動関係）

エ 実地調査のために他人の敷地内に入りこむこと。（規則第4条第5号の活動関係）

(3) 政党又は政治的目的のためにその地位を利用しないこと。（規則第5条第2項）

推進委員の活動が公共性を持つものであるところから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために、政治的な地位利用を禁止したものである。

特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限の適用はないものの本条の規定を徹底し、いやすくも推進委員としての活動が選挙運動等に利用されないよう指導するものとする。

「政党のため」とは、特定の政党を結成し、特定の政党に加入し、若しくは特定の政党を支持し、又は特定の政党から脱退し、若しくは特定の政党に反対することなどに資するという意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対することなどに資するという意味である。

「その地位を利用する」とは、推進委員たる名称や推進委員としての活動に伴う影響力を行使することを意味する。

（禁示される行為の例）

ア 推進委員の広報啓発活動の一貫として行われる交通安全教室において、聴衆を前に特定の候補者のために投票を依頼する。

イ 交通安全に関するチラシとともに特定の政党の機関誌の号外を配布する。

9 身分証明書（規則第6条関係）

(1) 貸与等

委嘱に際しては、規則第6条第2項の別記様式第1号の身分証明書を推進委員に貸与するものとし、推進委員がその身分を失ったときは、これを確実に返納させるものとする。

(2) 携帯及び提示義務

推進委員は、活動を行うに当たっては、身分証明書を携帯し活動の対象となる者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととされているので、推進委員に対し、この旨の指導を十分に行うものとする。

(3) 顔写真

身分証明書の顔写真は、委嘱日前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさ（運転免許写真と同サイズ）とする。

10 標章（規則第 7 条関係）

(1) 記章の着用

推進委員として活動を行うに当たっては、規則第 7 条の別記様式第 2 号に定める標章に基づき、記章（バッジ）を着用させるものとする。

なお、推進委員の標章は、軽犯罪法（昭和 23 年法律第 39 号）第 1 条第 15 号の「法令により定められた標章」に該当する。

(2) 記章の規格

推進委員が着用する記章は、次のとおりとする。

ア 寸法 規則別記様式第 2 号の(A)を 16.5 ミリメートルとしたときの大きさ

イ 色彩 地の色は黄緑色、日章（「交」の模様を含む。）及び縁取りは金色

(3) 貸与等

委嘱に際しては、記章を推進委員に貸与するものとし、推進委員がその身分を失ったときは、貸与した記章を確実に返納させるものとする。

11 委嘱時講習（規則第 8 条関係）

(1) 委嘱時講習の実施者

規則第 8 条第 1 項に規定する委嘱時講習（以下「講習」という。）は、規程第 8 条により推進委員の住居地を管轄する警察署長が行うこととされている。

(2) 警察署長は、講習を実施する場合には、管内の交通情勢及び地域の特性を十分考慮し、地域交通安全活動推進委員の委嘱時講習実施基準（別添 2）により行うものとする。

12 指導（規則第 9 条関係）

(1) 指導事項

規則第 9 条に規定する指導事項には、推進委員の活動内容に関する事項のほか、規則第 5 条に規定する推進委員としての義務を守らせること及び推進委員の活動を効果的、効率的に行わせることなども含まれる。

(2) 指導員

規程第 9 条に規定する指導員は、警察署及び各協議会等との連携を図るとともに推進委員に対する指導、教養及び助言を行い、その活動が適正かつ積極的に推進されるよう努めるものとする。

13 解嘱等（規則第 10 条関係）

(1) 解嘱の要件

法第 108 条の 29 第 5 項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 法第 108 条の 29 第 1 項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。(法第 108 条の 29 第 5 項第 1 号)

委嘱時における法第 108 条の 29 第 1 項各号に掲げる各要件を欠くに至ったとき。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。(法第 108 条の 29 第 5 項第 2 号)

正当な理由がなく法第 108 条の 29 第 3 項に規定する義務に違反し、又は規程第 7 条に定める推進委員の任務を行うことを怠ったとき。

なお、「任務を行うことを怠った」か否かの判断は、公安委員会の指導内容、協議会における活動基準等の申し合わせなどの諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて、著しく活動が低調であるか否かにより判断する。

ウ 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき。(法第 108 条の 29 第 5 項第 3 号)

推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的・反道徳的な行為をしたとき。

(2) 解嘱手続

法第 108 条の 29 第 5 項の規定により推進委員を解嘱する場合には、推進委員の所在が不明の場合を除き、あらかじめ理由を通知して、当該推進委員に弁明の機会を与えなければならないとされている。

ア 推進委員に対する通知は、規程第 10 条に定める様式第 3 号により行うものとする。

イ 推進委員の所在が不明の場合又は弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、指定期日に解嘱することができる。

ウ 解嘱をしたときは、解嘱状を交付するものとする。ただし、当該解嘱された者の所在が不明のため書面を交付することができないときは、この限りでない。

(3) 辞職が承認されたときの措置

辞職願により辞職を承認されたときは、解嘱状を交付するものとする。

14 災害補償

推進委員は、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年岡山県条例第 46 号)により任務遂行中に災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。)を受けたときは、療養、休養、障害及び遺族補償が行われることになっているので、推進委員が任務遂行のとき災害を受けた場合は、速やかに届出させるとともに、警察署長は、前記条例に定める所定の手続をとるものとする。

なお、手続に当たっては任務遂行上のものか否かが問題となりやすいので、平素から推進委員の勤務について十分把握しておくものとする。

第2 地域交通安全活動推進委員協議会

1 設置区域

法第108条の30第1項の規定により公安委員会が定める区域は、原則として警察署の管轄する区域ごとに定めるものとする。

2 役員等(規則第11条関係)

(1) 人員等

協議会には、役員として会長1名及び幹事若干名を置くこととされているが、幹事のうち特定の者(例えば、規則第11条第3項に規定する会長を代行する順位が上位にある者)を副会長としてあらかじめ選任しておくものとする。

(2) 職務

会長の職務は、協議会の会務を取りまとめ、協議会を代表することであり、副会長の職務は、会長を助け、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行することなどである。

幹事が複数いる場合には、地域的又は事物的に各幹事が担当する事務を明確にし、実質的に会長を補佐することができるように指導するものとする。

(3) 選任

役員は、協議会において推進委員の互選により選任される。具体的な手続は、各協議会が定めることとする。

(4) 任期

役員任期は、1年であり、再任することができる。(規則第11条第5項)

(5) 顧問等

協議会は、自主的に、関係行政機関の長、関係団体の長等を「顧問」又は「相談役」の名称で委嘱することができるものとする。ただし、「顧問」又は「相談役」の委嘱により、実質的に協議会の運営に支障が生ずることがないようにするため、具体的な人選に当たっては、事前に警察署長の意見を聴くよう指導するものとする。

3 事務及び活動(規則第12条関係)

協議会の事務及び活動は、次に定めるところによるものとする。

(1) 推進委員の活動の方針を定めること。(法第108条の30第2項)

ア 重点的に取り組むべき活動内容、活動地域等を定める。

イ 年間、月間の活動の目標を定める。

(2) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと。(法第108条の30第2項)

ア 推進委員の担当地区、担当事項等を定める。

イ 推進委員の担当地区、活動内容等に問題が生じた場合に、これを調整する。

- ウ 各推進委員の活動状況等について相互に連絡する。
- (3) 推進委員の活動に関し、警察その他の関係行政機関・団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること。(規則第 12 条第 1 号)
 - ア 警察との連絡会を開催する。
 - イ 市町村の交通担当部局等に活動予定等を連絡する。
 - ウ 地区交通安全協会との活動内容を調整するための連絡会議を開催する。
 - エ 共同で実施する行事について他の協議会と協議する。
- (4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を集めること。(規則第 12 条第 2 号)
 - ア 関係機関、団体等から資料及び情報を収集する。
 - イ 推進委員が活動に当たって把握した交通の状況に関する情報を集約する。
- (5) 推進委員の活動について広報宣伝をすること。(規則第 12 条第 3 号)
 - ア 推進委員の活動を宣伝するポスターを作成する。
 - イ 広報誌を発行する。
- (6) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること。(規則第 12 条第 4 号)
 - 広報啓発活動用の機器等がある場合に、これを管理する。

4 意見の申出(規則第 13 条関係)

(1) 内容

協議会が公安委員会又は警察署長に申し出ることができる意見は、「推進委員の活動に関し必要と認める意見」であり、次に掲げるものがある。

- ア 推進委員に対する講習又は研修の内容等、使用する資器材その他推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項
- イ 推進委員がその活動を通じて把握した事項で、地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項

(2) 方法

ア 公安委員会又は警察署長に対する意見の申出は、文書をもってすることとされているので、規程第 15 条の交通安全活動に関する意見具申書(様式第 7 号)により行うものとする。(規則第 13 条第 1 項)

イ 公安委員会に対する意見の申出は、警察署長を経由してすることとされている。(規則第 13 条第 2 項)

公安委員会に対する意見の申し出を受理した警察署長は、当該協議会の意見に対する警察署長の意見を付した上、公安委員会に送付するものとする。

(3) 意見に対する措置

協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察の運営上、十分に参考とするよう努めるものとする。

また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内で、これを当該協議会に連絡するよう努めるものとする。

5 報告又は資料の提出(規則第 14 条関係)

(1) 対象事項

公安委員会は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該協議会に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができることとされている。

報告又は資料の提出を求めることができるのは、法第 108 条の 30 第 2 項、規則第 12 条及び法第 108 条の 30 第 3 項に規定する業務の実施の状況、役員の選任手続の状況、会計の処理の状況等協議会の適正な運営を確保する上で必要と認められる事項全般である。

(2) 方法

規則第 14 条の規定による報告又は資料の提出の要求は、規程第 17 条の地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する報告・資料提出要求書(様式第 8 号)により行うものとする。

6 改善の勧告(規則第 15 条関係)

(1) 対象事項

公安委員会は、協議会の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該協議会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができることとされているが、勧告の対象となるのは、法第 108 条の 30 第 2 項、規則第 12 条及び法第 108 条の 30 第 3 項に規定する業務の実施方法の改善、役員の選任手続の改善、役員の解任、会計の処理の改善等協議会の運営全般とする。

(2) 方法

規則第 15 条の規定による改善の勧告は、文書で行うものとする。

勧告の文書の様式は、規程第 17 条に定める地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する勧告書(様式第 9 号)のとおりとする。

7 その他

会議場所等の便宜供与

協議会の会議の開催等に当たっては、場所の提供等について、警察署長は可能な限り便宜を図るよう努めるものとする。

8 活動状況、特異事項等の報告

(1) 警察署長は、推進委員及び協議会の活動状況をその都度地域交通安全活動推進委員協議会活動状況記録簿(様式第 2 号)に記録し、その状況を把握するものとする。

(2) 協議会の活動で内容のあるものについては、地域交通安全活動推進委員協議会実施行事等報告書(様式第 3 号)によりその都度報告するものとする。

第 3 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
地域交通安全活動推進委員カード	交通企画課、作成した警察署	3年
地域交通安全活動推進委員協議会活動状況記録簿	作成した警察署	3年
地域交通安全活動推進委員協議会実施行事等報告書	交通企画課	3年